

東京都市大学大学院学則

令和5年4月

東京都市大学大学院学則

第1章 総則

(目的)

第1条 本大学院は、理工学及び環境情報学に関する学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめて文化の進展に寄与することを目的とする。

(自己点検及び評価)

第1条の2 本大学院は、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の点検及び評価に関する事項は、別に定める。

(認証評価)

第1条の3 本大学院は、前条の措置に加え、本大学院の教育研究活動等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、認証評価機関による評価を受けるものとする。

2 本大学院は、前条の点検及び評価の結果並びに前項の評価の結果を踏まえ、教育研究活動等について不断の見直しを行うことにより、その水準の向上を図るものとする。

(構成)

第2条 本大学院に、次の研究科を置く。

総合理工学研究科

環境情報学研究科

2 両研究科に博士課程を置き、前期2年及び後期3年の課程に区分する。

(人材養成及び教育研究上の目的)

第3条 第1条を実現するため、人材の養成及び教育研究上の目的を別表のとおり定める。

(3つのポリシー)

第3条の2 本大学院は、以下の方針を一貫性あるものとして策定し、公表するものとする。

(1) 修了の認定に関する方針

(2) 教育課程の編成及び実施に関する方針

(3) 入学者の受入れに関する方針

2 前項の方針は、別に定める。

(専攻及び課程)

第4条 各研究科に次の専攻及び課程を置く。

研 究 科 名	専 攻 名	課 程 名	
総合理工学研究科	機械専攻	博士前期課程	博士後期課程
	電気・化学専攻		
	共同原子力専攻		
	自然科学専攻		
	建築・都市専攻		
	情報専攻		
環境情報学研究科	環境情報学専攻		
	都市生活学専攻		

(収容定員)

第5条 各研究科の収容定員は、次のとおりとする。

研究科名	専攻名	課程	博士前期課程		博士後期課程	
		定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
総合理工学研究科	機械専攻		60	120	8	24
	電気・化学専攻		66	132	8	24
	共同原子力専攻		15	30	4	12
	自然科学専攻		15	30	2	6
	建築・都市専攻		54	108	8	24
	情報専攻		66	132	8	24
	計		276	552	38	114
環境情報学研究科	環境情報学専攻		20	40	2	6
	都市生活学専攻		6	12	2	6
	計		26	52	4	12
合 計			302	604	42	126

※ 早稲田大学との共同原子力専攻の入学定員および収容定員の合計は、博士前期課程の入学定員30名、収容定員60名、博士後期課程の入学定員8名、収容定員24名とする。

(修業年限及び在学年限)

第6条 修業年限は、博士前期課程にあつては2年とし、博士後期課程にあつては、博士前期課程を修了したのち3年とする。ただし、博士前期課程において優れた業績を上げた者については、1年以上の在学で足りるものとする。また、博士後期課程において優れた研究業績を上げた者については、博士前期課程と博士後期課程を合わせて3年以上の在学で足りるものとする。

2 第32条第2項第2号から第7号までに規定する入学資格により博士後期課程に入学した者の修業年限は3年とする。ただし、在学期間において優れた研究業績を上げた者については、1年以上の在学で足りるものとする。

3 本大学院には、博士前期課程にあつては4年を超えて、博士後期課程にあつては6年を超えて在学することができない。

第2章 教育研究実施組織

(研究科長)

第7条 本大学院に、総合理工学研究科長及び環境情報学研究科長を置く。

2 総合理工学研究科長及び環境情報学研究科長に関する規程は、別に定める。

(教員)

第8条 本大学院における教員は、本大学に所属する教授、准教授、講師及び助教とする。

2 教員の資格基準、資格審査及び教育研究実施組織に関し、必要な事項は、別に定める。

第3章 研究科委員会及び大学協議会

(研究科委員会)

第9条 本大学院に、総合理工学研究科委員会及び環境情報学研究科委員会を置く。

2 各研究科長は、当該研究科委員会を招集し、その議長となる。

3 各研究科委員会の運営に関する規程は、別に定める。

(大学協議会)

第9条の2 学長の求めに応じ、本大学院の運営に関する重要事項は、東京都市大学学則第12条に定める大学協議会において審議するものとする。

(審議事項)

第10条 研究科委員会は、学長が次に掲げる当該研究科に係わる事項について決定を行うに当たり審議し、意見を述べる。

(1) 学生の入学及び課程の修了に関する事項

(2) 学位の授与に関する事項

(3) その他教育研究に関する重要な事項で、学長が研究科委員会の意見を聴くことが必要であると認めるもの。

2 研究科委員会は、前項に規定するもののほか、当該研究科の教育研究に関する事項について審議し、学長及び研究科長の求めに応じ、意見を述べるができる。

第4章 教育課程及び履修方法

(教育課程、授業科目及び単位)

第11条 第3条の2に定める修了の認定に関する方針並びに教育課程の編成及び実施に関する方針に基づき、体系的に編成した各研究科各専攻の教育課程、授業科目及び単位数は、別表のとおりとする。

2 前項の単位数を定めるに当たっては、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、おおむね15時間から45時間までの範囲で本大学院が定める時間の授業をもって1単位として単位数を計算するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、特別研究、特殊研究等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を与えることが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

(履修上の要件)

第12条 学生は、博士前期課程にあつては30単位以上を修得し、かつ必要な教育・研究指導を受けた上、本大学院の行う修士論文の審査及び最終試験を受けなければならない。

2 前項の規定において、各専攻で修士論文の提出に代えて特定課題研究報告書の提出を認められた者にあつては、30単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、本大学院の行う特定の課題についての研究成果等の審査及び最終試験を受けなければならない。

3 博士後期課程にあつては24単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、本大学院の行う博士論文の審査及び最終試験を受けなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、総合理工学研究科共同原子力専攻博士後期課程にあつては必要な研究指導を受けた上、本大学院の行う博士論文の審査及び最終試験を受けなければならない。

(教育方法の特例)

第12条の2 教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

(履修科目)

第13条 学生は、入学の際、履修しようとする主要科目を選定しなければならない。

2 履修方法その他必要な事項は、別に定める。

(教育職員の免許状)

第14条 教育職員免許状の資格を得ようとする者は、教育職員免許法及び同法施行規則に定められている所定の単位を修得しなければならない。

2 前項に定める免許状の種類は、次のとおりとする。

研 究 科	専 攻	免許状の種類 (教科)
総合理工学研究科	機械専攻	中学校教諭専修免許状 (技術) 高等学校教諭専修免許状 (工業)
	電気・化学専攻	高等学校教諭専修免許状 (理科) 高等学校教諭専修免許状 (工業)
	共同原子力専攻	中学校教諭専修免許状 (理科) 高等学校教諭専修免許状 (理科)
	自然科学専攻	中学校教諭専修免許状 (理科) 高等学校教諭専修免許状 (理科)
	建築・都市専攻	高等学校教諭専修免許状 (工業)
	情報専攻	高等学校教諭専修免許状 (情報)

3 教科及び教職に関する科目の履修方法は、別に定める。

(科目の履修届出)

第15条 学生は、履修しようとする授業科目について、当該指導教員の承認を経て、所定の期日までに事務局に届け出なければならない。

(他の科目の履修)

第16条 指導教員が必要と認めた場合には、博士前期課程にあつては、博士前期課程の授業科目のほか、本大学学部 of 授業科目を指定して履修させることができる。

2 他の研究科における授業科目を履修し、修得した単位のうち、指導教員が教育上有益と認めた場合、15単位を超えない範囲で認定することができる。

3 他の大学院（外国の大学院を含む）における授業科目を科目履修し修得した単位のうち、指導教員が教育上有益と認めた場合、前項と合わせて15単位を超えない範囲で認定することができる。

4 指導教員が必要と認めた場合には、博士後期課程にあつては、博士前期課程の授業科目を指定して履修させることができる。

(既修得単位)

第16条の2 指導教員が教育上有益と認めた場合は、本大学院に入学する前に本大学院又は他の大学院（外国の大学院を含む）の科目において修得した単位（科目等履修生で修得した単位を含む）を、15単位を超えない範囲で認定することができる。

2 前項により認定した単位数と前条第2項及び第3項により認定した単位数と合わせて20単位を超えないものとする。

第5章 単位の取得、試験及び学位論文

(単位の授与)

第17条 履修した授業科目の単位は、当該授業科目の試験に合格した者に対して、第11条の定めるところによりこれを与える。

(科目試験)

第18条 履修した授業科目の試験は、所定の期間内に行う。ただし、試験の他、本大学院が定める適切な方法により学修の成果を評価することもできる。

(受験資格)

第19条 学生は、本学則及びこれに基づいて定められた規程に従って履修した授業科目についてのみ、試験を受けることができる。

(成績の評価)

第20条 授業科目の成績は、秀、優、良、可及び不可の5級に分け、秀、優、良及び可を合格とし、不可を不合格とする。

(学位論文主題・特定課題研究主題と研究計画)

第21条 学生は、博士前期課程にあつては1年以上在学し、博士後期課程にあつては2年以上在学して、学位論文の主題及びその研究計画を当該指導教員に提出し、その承認を受けなければならない。

2 第12条第2項により特定課題研究報告書の提出を認められた者にあつては、1年以上在学した上で、特定課題研究の主題及びその研究計画を当該指導教員に提出し、その承認を受けなければならない。

3 第6条第1項、第2項のただし書きに規定する該当者にあつては、適宜学位論文又は特定課題研究の主題及びその研究計画を当該指導教員に提出し、その承認を受けなければならない。

(学位論文・特定課題研究報告書の提出)

第22条 学位論文は、修士の論文若しくは特定課題研究報告書正編1部及び写2部又は博士の論文正編1部及び写4部を作成し、当該指導教員及び研究科長を経て、学長に提出するものとする。

(審査委員会)

第23条 審査委員会は、学位論文・特定課題研究報告書の審査及び最終試験を行う。

2 審査委員会は、当該学位論文・特定課題研究報告書に係る指導教員のほか、博士前期課程にあつては、研究指導又は研究指導の補助を担当することのできる当該専攻の教員2名以上、博士後期課程にあつては、同3名以上の委員をもって構成する。ただし、委員1名については、必要に応じ他専攻所属の研究指導又は研究指導の補助を担当することのできる教員に代えることができる。

3 審査委員会は、当該学位論文・特定課題研究報告書に係る指導教員が主査となる。

4 主査以外の審査委員会の委員は、研究科委員会の議を経て学長が指名する。

5 博士後期課程にあつては、第2項に定める論文指導教員以外の委員1名については、同項の規定にかかわらず必要に応じ学外者に委嘱することができる。

(学位授与の可否決定)

第24条 学位を授与するか否かの決定は、審査委員会の報告に基づき、研究科委員会の議を経て学長が行う。

第6章 課程の修了及び学位の授与

(博士前期課程の修了及び学位の授与)

第25条 博士前期課程は、第6条に規定する修業年限及び第12条に規定する博士前期課程における履修上の要件を満たし、かつ、修士論文又は特定の課題についての研究成果等の審査及び最終試験に合格したことをもって修了したものとする。

2 本大学学位規程の定めるところにより授与する修士の学位は、次のとおりとする。

研究科名	専攻名	学位(専攻分野)
総合理工学研究科	機械専攻	修士(工学)
	電気・化学専攻	修士(工学)
	共同原子力専攻	修士(工学)※
	自然科学専攻	修士(理学)
	建築・都市専攻	修士(工学)
	情報専攻	修士(工学)
環境情報学研究科	環境情報学専攻	修士(環境情報学)
	都市生活学専攻	修士(都市生活学)

※共同原子力専攻を修了した者には、修士(理学)の学位を授与する場合がある。

(博士後期課程の修了及び学位の授与)

第26条 博士後期課程は、第6条に規定する修業年限及び第12条に規定する博士後期課程における履修上の要件を満たし、かつ、博士論文の審査及び最終試験に合格したことをもって修了したものとする。

2 本大学学位規程の定めるところにより授与する博士の学位は、次のとおりとする。

研 究 科 名	専 攻 名	学位 (専攻分野)
総合理工学研究科	機械専攻	博士 (工学)
	電気・化学専攻	博士 (工学)
	共同原子力専攻	博士 (工学) ※
	自然科学専攻	博士 (理学)
	建築・都市専攻	博士 (工学)
	情報専攻	博士 (工学)
環境情報学研究科	環境情報学専攻	博士 (環境情報学)
	都市生活学専攻	博士 (都市生活学)

※共同原子力専攻を修了した者には、博士 (理学) の学位を授与する場合がある。

3 前項に規定するもののほか、本大学院が適当と認めた場合には、学位に付記する専攻分野の名称を学術とすることができる。

(論文提出による学位の授与)

第27条 本大学院博士後期課程を経ない者にも、本大学学位規程の定めるところにより、博士の学位を授与することができる。授与する博士の学位は、前条第2項及び第3項の規定を準用する。

第7章 学年及び休業

(学年)

第28条 学年は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(学期)

第29条 学年を次の2学期に分ける。

前学期 4月1日から9月20日まで

後学期 9月21日から翌年3月31日まで

(休業日)

第30条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日

(3) 本大学の創立記念日 10月17日

(4) 夏期休業日 7月26日から9月20日まで

(5) 冬期休業日 12月15日から翌年1月10日まで

2 学長は、必要に応じ、研究科委員会の議を経て、臨時に前項各号に定める休業日を変更し、又は別に休業日を定めることができる。

第8章 入学、休学、退学及び賞罰

(入学の時期)

第31条 入学の時期は、第29条に規定する前学期又は後学期の始めとする。

(入学資格)

第32条 本大学院の博士前期課程に入学できる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育を我が国において履修することにより当該国の16年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学相当として指定した外国の学校の課程を修了した者
- (6) 外国の大学等において、修業年限が3年以上の課程を修了することにより、学士の学位に相当する学位を授与された者
- (7) 専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (8) 文部科学大臣の指定した者
- (9) その他本大学院において大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

2 本大学院の博士後期課程に入学できる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 修士の学位又は専門職学位を有する者
- (2) 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (3) 外国の学校が行う通信教育を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (4) 我が国において、外国の大学院相当として指定した外国の学校の課程を修了し、修士の学位や専門職学位に相当する学位を授与された者
- (5) 国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) その他本大学院において修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者

(入学志願手続)

第33条 入学を志望する者は、指定の期間内に、入学検定料を添えて、所定の書類を提出しなければならない。

2 入学志願の手続きに関し、必要な事項は別に定める。

(入学者選抜)

第34条 入学者の選抜は、第3条の2に定める入学者の受入れに関する方針に基づき、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行う。

2 入学者選抜に関し、必要な事項は別に定める。

(入学手続)

第35条 入学を許可された者は、所定の期日までに、別に定める入学手続きを完了しなければならない。

2 入学手続きに関し、必要な事項は別に定める。

(休学)

第36条 やむを得ない理由により長期にわたって修学することができない者は、その理由を休学願に詳記の上、各学期の始めまでに願い出て休学の許可を得なければならない。

2 休学の期間は、原則として1学期または1学年を区分とし、当該年度限りとする。ただし、既に許可を得ている休学期間の延長を希望するときは引き続き許可するが、通算して2年を超えることはできない。

3 前2項にかかわらず、不慮の傷病等特別な事情により、連続して2ヶ月以上修学できなくなった場合、学期途中であっても証明書類を添付して休学を願い出ることができる。

4 休学期間は、在学年数に含めない。

(退学)

第37条 病気その他やむを得ない事由のため、学業を続ける見込みがない者は、その理由を退学願に詳記の上、願い出て退学することができる。

2 授業料を納入せずに退学しようとするときは、前学期は4月30日、後学期は10月20日までに願い出なければならない。

3 前項により退学した者の在籍期間は、第43条に定める授業料等を納入した学期の末日までとする。

(除籍)

第38条 次の各号の一に該当する学生があるときは、学長は当該研究科委員会の議を経て、除籍する。

(1) 所定の期日までに授業料等を納入しない者

(2) 第6条第3項に定める在学年限に及んでなお修了できない者

2 前項第1号により除籍となった者の在籍期間は、第43条に定める授業料等を納入した学期の末日までとする。

(再入学)

第39条 やむを得ない事由で退学した者が再入学を願い出たときは、定員に余裕のある場合に限り、選考の上、再入学を許可することがある。ただし第42条に規定する懲戒により退学した者については、再入学は許可しない。

(転入学)

第40条 他の大学院学生が、本大学院に転学を願い出たときは、定員に余裕のある場合に限り、選考の上、許可することがある。

(授賞)

第41条 学生で人物及び学業が優秀な者には、授賞することがある。

(懲戒)

第42条 学生で本大学院の規則に違反し、又は学生の本分に反する行為があったときは、学長は当該研究科委員会の議を経て、これを懲戒する。

2 懲戒は、譴責、停学及び退学とする。

3 懲戒に関し必要な規程は、別に定める。

第9章 入学検定料、入学金及び授業料

(授業料等)

第43条 入学検定料、入学金及び授業料の額は、別表に定める。

2 授業料は、所定の期日までに納入しなければならない。

3 一旦納入した入学検定料、入学金及び授業料は返還しない。ただし、入学手続時の授業料については、所定の期日までに入学辞退の届け出があった場合は返還することがある。

4 休学中の授業料等は、別に定める東京都市大学授業料等納入規程によるものとする。

(授業料等の減免)

第43条の2 入学金及び授業料は、学力・人物ともに優秀な学生に対し減免することがある。

2 入学金及び授業料の減免に関し、必要な事項は別に定める。

第10章 外国人留学生、科目等履修生、研究生、特別聴講学生、特別研究生及び先行履修生

(外国人留学生)

第44条 第32条に定める入学資格を有する外国人で、本大学院に入学を志願する者があるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することができる。

2 外国人留学生に関して必要な事項については、別に定める。

(科目等履修生)

第45条 本大学院博士前期課程の授業科目の履修を希望する者があるときは、学生の授業及び研究に支障のない範囲内で、選考の上、科目等履修生として入学を許可することがある。

(履修料)

第46条 科目等履修生は、別表に定める入学検定料、入学金及び履修料を納めなければならない。

(科目等履修生の証明書)

第47条 科目等履修生で、履修した科目の試験に合格した者には、第17条に定める規定を準用し、単位修得証明書を授与する。

(研究生)

第48条 修士の学位を授与された者で本大学院において研究を行うことを希望するものがあるときは、学生の指導及び研究に支障のない範囲において、選考の上、博士前期課程の研究生として在学を許可することがある。研究生は、本大学院の指定する教授等の指導を受けるものとする。

2 研究生は、別表に定める入学金及び授業料を納めなければならない。

(特別聴講学生)

第49条 本大学院において、他の大学院（外国の大学院を含む。）との協議により、当該大学院の学生に特別聴講学生として本大学院の授業科目を履修させることがある。

2 特別聴講学生に関して必要な事項については別に定める。

(特別研究生)

第49条の2 本大学院において、他の大学院（外国の大学院を含む。）との協議により、当該大学院の学生に特別研究生として本大学院の指定する教授等の指導を受けさせることがある。

2 特別研究生に関して必要な事項については別に定める。

(先行履修生)

第49条の3 大学院博士前期課程の授業科目を先行履修することができる者を、先行履修生という。

2 先行履修生に関して必要な事項については別に定める。

(規定の準用)

第50条 科目等履修生、研究生、特別聴講学生及び特別研究生については、本章に規定する場合のほかは、一般学生の規定を準用する。

付 則（令和5年2月17日）

この学則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、令和4年度以前に入学した者については、従前どおりとする（一部変更（第1条、第1条の2、第2章、第8条、第11条、第15条、第16条、第16条の2、第17条、第18条、第20条、第21条、第22条、第23条、第34条、第11条別表1）、追加（第1条の3、第3条の2））。

別表 1 教育課程，授業科目の単位数及び授業時間数（学則第 11 条）

- | | | | | |
|------|---------------|--------|----------------|--|
| 1－1 | 総合理工学研究科 | 教育課程表 | | |
| 1-1① | 総合理工学研究科教育課程表 | 博士後期課程 | | |
| 1-1② | 総合理工学研究科教育課程表 | 博士前期課程 | 総合教養科目及び総合基礎科目 | |
| 1-1③ | 総合理工学研究科教育課程表 | 博士前期課程 | 専門基礎科目及び専門科目 | |
| 1－2 | 環境情報学研究科 | 教育課程表 | | |
| 1-2① | 環境情報学研究科教育課程表 | 博士後期課程 | | |
| 1-2② | 環境情報学研究科教育課程表 | 博士前期課程 | 領域及び必修科目 | |
| 1-2③ | 環境情報学研究科教育課程表 | 博士前期課程 | 授業科目 | |

別表 1 教育課程，授業科目の単位数及び授業時間数（学則第 11 条）

1-1 総合理工学研究科 教育課程表

1-1① 総合理工学研究科教育課程表 博士後期課程

専攻名	科目区分	必修科目名	年次及び単位数			
			3年次	4年次	5年次	計
機械	講 究	機械講究Ⅰ	4			4
		機械講究Ⅱ	4			4
	研 究	機械特殊研究Ⅰ	(4)	4		4
		機械特殊研究Ⅱ	(4)	4		4
		機械特殊研究Ⅲ	(4)	(4)	4	4
		機械特殊研究Ⅳ	(4)	(4)	4	4
電気・化学	講 究	電気・化学講究Ⅰ	4			4
		電気・化学講究Ⅱ	4			4
	研 究	電気・化学特殊研究Ⅰ	(4)	4		4
		電気・化学特殊研究Ⅱ	(4)	4		4
		電気・化学特殊研究Ⅲ	(4)	(4)	4	4
		電気・化学特殊研究Ⅳ	(4)	(4)	4	4
自然科学	講 究	自然科学講究Ⅰ	4			4
		自然科学講究Ⅱ	4			4
	研 究	自然科学特殊研究Ⅰ	(4)	4		4
		自然科学特殊研究Ⅱ	(4)	4		4
		自然科学特殊研究Ⅲ	(4)	(4)	4	4
		自然科学特殊研究Ⅳ	(4)	(4)	4	4
建築・都市	講 究	建築・都市講究Ⅰ	4			4
		建築・都市講究Ⅱ	4			4
	研 究	建築・都市特殊研究Ⅰ	(4)	4		4
		建築・都市特殊研究Ⅱ	(4)	4		4
		建築・都市特殊研究Ⅲ	(4)	(4)	4	4
		建築・都市特殊研究Ⅳ	(4)	(4)	4	4
情報	講 究	情報講究Ⅰ	4			4
		情報講究Ⅱ	4			4
	研 究	情報特殊研究Ⅰ	(4)	4		4
		情報特殊研究Ⅱ	(4)	4		4
		情報特殊研究Ⅲ	(4)	(4)	4	4
		情報特殊研究Ⅳ	(4)	(4)	4	4

専攻名	研究指導科目
	（第3年次～第5年次）
共同原子力	原子力システム工学特殊研究
	原子力安全工学特殊研究
	放射線計測工学特殊研究
	放射線応用工学特殊研究

注：共同原子力専攻博士後期課程では単位制による科目の授業は行わない。

1-1② 総合理工学研究科教育課程表 博士前期課程 総合教養科目及び総合基礎科目

区分	授業科目名	必修 の別	配当学年及び単位数			備考
			1年次	2年次	計	
総合 教養 科目	技術英語演習Ⅰ		1		1	
	技術英語演習Ⅱ		1		1	
	英語プレゼンテーション技法		1		1	
	エネルギー環境工学特論		2		2	
	研究の作法		2		2	
	インターンシップ		2		2	
	環境保全技術特論		2		2	
	国際技術経営特論		2		2	
	技術と知的財産権		2		2	
	Global Careers in Asia, Adv.		2		2	
	アジア太平洋文化特論		2		2	
	特別講義(教養Ⅰ)		2		2	
総合 基礎 科目	偏微分方程式論		2		2	
	離散数学特論		2		2	
	解析幾何学特論		2		2	
	応用数値解析特論		2		2	
	量子力学特論Ⅰ		2		2	
	量子力学特論Ⅱ		2		2	
	分析化学特論		2		2	
	化学反応特論		2		2	
	統計力学特論		2		2	
	特別講義(基礎Ⅰ)		1		1	
	特別講義(基礎Ⅱ)		1		1	

※共同原子力専攻にあっては、総合教養科目および総合基礎科目の修得単位を修了要件に算入しない。

○印:必修科目

※機械実習Ⅰ、機械実習Ⅱ、機械特別研究Ⅰ及び機械特別研究Ⅱは、授業時間外において指導教員の指導のもと行う。

専攻 区分	授業科目名	必修 の別	配当学年及び単位数			備考
			1年次	2年次	計	
電気・化学専攻	専門基礎科目					
	電気回路特論		2		2	
	電気磁気学特論		2		2	
	先端デバイス特論		2		2	
	電気機器特論		2		2	
	電力エネルギー特論		2		2	
	生体医工学基礎特論		2		2	
	臨床器械工学特論		2		2	
	生体計測工学特論		2		2	
	医用電子工学特論		2		2	
	応用電気化学特論		2		2	
	有機材料化学特論		2		2	
	先端X線分析特論		2		2	
	無機材料プロセス学特論		2		2	
	専門科目					
	ナノエレクトロニクス特論		2		2	
	計算電子工学特論		2		2	
	パワーエレクトロニクス特論		2		2	
	電気機械安全特論		2		2	
	電力システム工学特論		2		2	
	プラズマ応用工学特論		2		2	
	電気生理学特論		2		2	
	外科治療学特論		2		2	
	生体材料工学特論		2		2	
	結晶化学特論		2		2	
	コロイド化学特論		2		2	
	機能性高分子材料学特論		2		2	
	生体分子機能化学特論		2		2	
	反応設計化学特論		2		2	
	反応プロセス工学特論		2		2	
	分子性材料設計特論		2		2	

専攻 区分	授業科目名	必修 の別	配当学年及び単位数			備考
			1年次	2年次	計	
電気・化学専攻	専門科目 ことづくりとひとづくり特論		2		2	
	グローバルことづくり戦略特論		2		2	
	ゲームチェンジ特論		2		2	
	交通とまちづくり特論		2		2	
	スマートコミュニティ特論		2		2	
	IoT計測通信制御特論		2		2	
	IoT応用とセキュリティ特論		2		2	
	VR・CGコンテンツ制作特論		2		2	
	原子力政策・応用特論		2		2	
	ことづくり特別講義		2		2	
	SDGs特論		2		2	
	技術者倫理特論		2		2	
	特別講義(電気・化学Ⅰ)		2		2	
	特別講義(電気・化学Ⅱ)		2		2	
	特別講義(電気・化学Ⅲ)		2		2	
	電気・化学実習Ⅰ	○	2		2	
	電気・化学実習Ⅱ	○	2		2	
	電気・化学特別研究Ⅰ	○	(4)	4	4	
	電気・化学特別研究Ⅱ	○	(4)	4	4	

※電気・化学実習Ⅰ、電気・化学実習Ⅱ、電気・化学特別研究Ⅰ及び電気・化学特別研究Ⅱは、授業時間外において指導教員の指導のもと行う。

専攻 区分	授業科目名	必修 の別	配当学年及び単位数			備考
			1年次	2年次	計	
共同 原子力 専攻	原子炉物理学特論		2		2	
	原子炉設計学特論		2		2	
	原子炉核工学特論		2		2	
	原子力安全学特論		2		2	
	原子力耐震工学特論		2		2	
	原子力耐震安全工学特論		2		2	
	原子炉構造力学特論		2		2	
	原子炉熱流動学特論Ⅰ		2		2	
	原子炉熱流動学特論Ⅱ		2		2	
	原子力材料・燃料工学特論		2		2	
	核融合炉学特論		2		2	
	放射化学特論		2		2	
	核燃料サイクル工学特論		2		2	
	放射線計測特論		2		2	
	原子炉計測特論		2		2	
	放射線情報処理特論		2		2	
	加速器学特論		2		2	
	放射線管理・医学生物学特論		2		2	
	原子力関連法規・原子力危機管理学特論		2		2	
	エネルギー政策学特論		2		2	
	安全人間工学		2		2	
	原子力プラント工学・プラント制御特論		2		2	
	原子力耐震安全・リスク工学特論		2		2	
	原子炉特別実験		2		2	
	原子炉実習		2		2	
	加速器実習		2		2	
	原子力システム工学演習Ⅰ	○	1		1	
	原子力安全工学演習Ⅰ	○	1		1	
	放射線計測工学演習Ⅰ	○	1		1	
	放射線応用工学演習Ⅰ	○	1		1	
	原子力社会学演習Ⅰ	○	1		1	
	原子力システム工学演習Ⅱ	○	(1)	1	1	
	原子力安全工学演習Ⅱ	○	(1)	1	1	
	放射線計測工学演習Ⅱ	○	(1)	1	1	
	放射線応用工学演習Ⅱ	○	(1)	1	1	
	原子力社会学演習Ⅱ	○	(1)	1	1	
	原子力システム工学特別研究	○	(8)	8	8	
	原子力安全工学特別研究	○	(8)	8	8	
	放射線計測工学特別研究	○	(8)	8	8	
	放射線応用工学特別研究	○	(8)	8	8	
	原子力社会学特別研究	○	(8)	8	8	

※共同原子力専攻の各演習Ⅰ・演習Ⅱ・特別研究は、指導教員が担当する科目のみ履修可能であり、必修科目とする。
また、当該科目は、授業時間外において指導教員の指導のもと行う。

専攻 区分	授業科目名	必修 の別	配当学年及び単位数			備考
			1年次	2年次	計	
自然科学専攻	専門基礎 計算科学特論		2		2	
	溶液科学特論		2		2	
	高分子科学特論		2		2	
	専門科目 理論物理学特論		2		2	
	素粒子物理学特論		2		2	
	原子核物理学特論		2		2	
	生物物理学特論		2		2	
	天然物化学特論		2		2	
	進化生物学特論		2		2	
	宇宙科学特論		2		2	
	惑星科学特論		2		2	
	地質学特論		2		2	
	古生物学特論		2		2	
	数学特論Ⅰ		2		2	
	数学特論Ⅱ		2		2	
	自然科学実習Ⅰ	○	2		2	
	自然科学実習Ⅱ	○	2		2	
	自然科学特別研究Ⅰ	○	(4)	4	4	
	自然科学特別研究Ⅱ	○	(4)	4	4	

※自然科学実習Ⅰ、自然科学実習Ⅱ、自然科学特別研究Ⅰ及び自然科学特別研究Ⅱは、授業時間外において指導教員の指導のもと行う。

専攻 区分	授業科目名	必修 の別	配当学年及び単位数			備考
			1年次	2年次	計	
建築・都市専攻	専門基礎科目					
	建築計画特論		2		2	
	建築設計特論Ⅰ		4		4	
	都市デザイン特論		2		2	
	建築生産特論		2		2	
	地盤動力学特論		2		2	
	地盤工学特論		2		2	
	構造力学特論		2		2	
	水理学特論		2		2	
	総合演習ゼミ		1		1	
	応用数理統計特論		2		2	
	建設プロジェクトマネジメント特論		2		2	
	国際建設マネジメント特論		2		2	
	建設プロジェクトマネジメントシステム特論		2		2	
	専門科目					
	建築設計特論Ⅱ		4		4	
	建築構法特論		2		2	
	建築材料特論		2		2	
	温熱環境学特論		2		2	
	建築振動工学特論		2		2	
	建築構造計画特論		2		2	
	建築構造解析特論		2		2	
	空気環境学特論		2		2	
	近現代建築史特論		2		2	
	日本建築構法史特論		2		2	
	光環境学特論		2		2	
	建築設備計画特論		2		2	
	設計インターンシップⅠ		3		3	
	設計インターンシップⅡ		4	(4)	4	
	設計インターンシップⅢ			3	3	

専攻 区分	授業科目名	必修 の別	配当学年及び単位数			備考
			1年次	2年次	計	
建築・都市専攻	専門科目 コンクリート工学特論		2		2	
	構造信頼性特論		2		2	
	耐震工学特論		2		2	
	水圏環境防災特論		2		2	
	上下水道工学特論		2		2	
	維持管理工学特論		2		2	
	地域計画特論		2		2	
	交通工学特論		2		2	
	ユニバーサルデザイン特論		2		2	
	国際建設契約管理特論		2		2	
	社会基盤情報マネジメント特論		2		2	
	リスクマネジメント特論		2		2	
	ITプロジェクトマネジメント特論		2		2	
	PPP/PFI特論		2		2	
	国際コンサルティングエンジニアリング特論		2		2	
	契約責任・建設紛争の構造特論		2		2	
	BIMを基盤とした建設マネジメント特論		2		2	
	労働安全衛生特論		2		2	
	特別講義(建築・都市Ⅰ)		2		2	
	特別講義(建築・都市Ⅱ)		2		2	
	特別講義(社会基盤マネジメントⅠ)		1		1	
	特別講義(社会基盤マネジメントⅡ)		1		1	
	特別講義(社会基盤マネジメントⅢ)		1		1	
	特別講義(社会基盤マネジメントⅣ)		1		1	
	建築・都市実習Ⅰ	○	2		2	
	建築・都市実習Ⅱ	○	2		2	
	建築・都市特別研究Ⅰ	○	(4)	4	4	
	建築・都市特別研究Ⅱ	○	(4)	4	4	

※建築・都市実習Ⅰ、建築・都市実習Ⅱ、建築・都市特別研究Ⅰ及び建築・都市特別研究Ⅱは、授業時間外において指導教員の指導のもと行う。

専攻 区分	授業科目名	必修 の別	配当学年及び単位数			備考
			1年次	2年次	計	
情報専攻	専門基礎科目					
	コンピュータソフトウェア特論		2		2	
	集積回路特論		2		2	
	情報理論特論		2		2	
	計算数理学特論		2		2	
	無線通信特論		2		2	
	情報処理基礎及び同演習		3		3	
	情報処理応用及び同演習		3		3	
	統計工学特論		2		2	
	マルチメディア情報処理特論		2		2	
	サプライチェーンネットワーク特論		2		2	
	機械学習特論		2		2	
	専門科目					
	制御理論特論		2		2	
	信号処理特論		2		2	
	VLSI回路設計特論		2		2	
	オペレーティングシステム特論		2		2	
	画像情報処理特論		2		2	
	色彩工学特論		2		2	
	パターン情報処理特論		2		2	
	通信システム工学特論		2		2	
	電波工学特論		2		2	
	集積化システム工学特論		2		2	
	強化学習特論		2		2	
	自然言語処理特論		2		2	
	現代脳計算特論		2		2	
	Artificial Intelligence, Adv.		2		2	
	通信信頼性工学特論		2		2	
	グローバルイノベーション特論		2		2	
	数理情報工学特論		2		2	
	経営情報特論		2		2	
	ヒューマンインタフェース特論		2		2	
	通信ネットワーク特論		2		2	
	視覚情報工学特論		2		2	
	画像解析特論		2		2	
	データベース特論		2		2	
	データ可視化特論		2		2	
	ビッグデータ分析特論		2		2	
	情報実習Ⅰ	○	2		2	
	情報実習Ⅱ	○	2		2	
	情報特別研究Ⅰ	○	(4)	4	4	
	情報特別研究Ⅱ	○	(4)	4	4	

※情報実習Ⅰ、情報実習Ⅱ、情報特別研究Ⅰ及び情報特別研究Ⅱは、授業時間外において指導教員の指導のもと行う。

1-2 環境情報学研究科 教育課程表

1-2① 環境情報学研究科教育課程表 博士後期課程

専攻名	領域	科目区分	必修科目名	年次及び単位数			
				3年次	4年次	5年次	計
環境情報学	環境情報	講究	環境情報学講究Ⅰ	4			4
			環境情報学講究Ⅱ	4			4
		研究	環境情報学特殊研究Ⅰ	(4)	4		4
			環境情報学特殊研究Ⅱ	(4)	4		4
			環境情報学特殊研究Ⅲ	(4)	(4)	4	4
			環境情報学特殊研究Ⅳ	(4)	(4)	4	4
都市生活学	都市生活	講究	都市生活学講究Ⅰ	4			4
			都市生活学講究Ⅱ	4			4
		研究	都市生活学特殊研究Ⅰ	(4)	4		4
			都市生活学特殊研究Ⅱ	(4)	4		4
			都市生活学特殊研究Ⅲ	(4)	(4)	4	4
			都市生活学特殊研究Ⅳ	(4)	(4)	4	4

1－2② 環境情報学研究科教育課程表 博士前期課程 領域及び必修科目

専攻名	領域	必修科目	年次及び単位数			備考
			1 年次	2 年次	計	
環境情報学	環境マネジメント	文献研究・演習Ⅰ	1		1	
		文献研究・演習Ⅱ	1		1	
		文献研究・演習Ⅲ	(1)	1	1	
		文献研究・演習Ⅳ	(1)	1	1	
		特別研究Ⅰ	(3)	3	3	
		特別研究Ⅱ	(3)	3	3	
	コミュニケーション環境	文献研究・演習Ⅰ	1		1	
		文献研究・演習Ⅱ	1		1	
		文献研究・演習Ⅲ	(1)	1	1	
		文献研究・演習Ⅳ	(1)	1	1	
		特別研究Ⅰ	(3)	3	3	
		特別研究Ⅱ	(3)	3	3	
	情報システム	文献研究・演習Ⅰ	1		1	
		文献研究・演習Ⅱ	1		1	
		文献研究・演習Ⅲ	(1)	1	1	
		文献研究・演習Ⅳ	(1)	1	1	
		特別研究Ⅰ	(3)	3	3	
		特別研究Ⅱ	(3)	3	3	
	地域・都市環境	文献研究・演習Ⅰ	1		1	
		文献研究・演習Ⅱ	1		1	
		文献研究・演習Ⅲ	(1)	1	1	
		文献研究・演習Ⅳ	(1)	1	1	
		特別研究Ⅰ	(3)	3	3	
		特別研究Ⅱ	(3)	3	3	
都市生活学	都市生活	文献研究・演習Ⅰ	1		1	
		文献研究・演習Ⅱ	1		1	
		文献研究・演習Ⅲ	(1)	1	1	
		文献研究・演習Ⅳ	(1)	1	1	
		特別研究Ⅰ	(3)	3	3	
		特別研究Ⅱ	(3)	3	3	

※文献研究・演習Ⅰ、文献研究・演習Ⅱ、文献研究・演習Ⅲ、文献研究・演習Ⅳ、特別研究Ⅰ及び特別研究Ⅱは、授業時間外において各領域指導教員の指導のもと行う。

1-2③ 環境情報学研究科教育課程表 博士前期課程 授業科目

専攻	領域	授業科目	年次及び単位数		
			1 年次	2 年次	計
環境情報学専攻	環境 マネジ メント	環境影響評価学	2		2
		環境リスク社会論	2		2
		環境経営科学	2		2
		環境法・政策学	2		2
		環境コミュニケーション論	2		2
	環境 シ ョ ン コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン	情報社会論	2		2
		情報デザイン論	2		2
		文化とコミュニケーション	2		2
		現代社会のマスメディア	2		2
		認知科学特論	2		2
	情報 シ ス テ ム	情報システムとビジネス	2		2
		メディア情報処理	2		2
		情報ネットワークとセキュリティ	2		2
		知能科学	2		2
		連続系と分散系のモデリング	2		2
	地域・ 都市 環境	自然共生システム	2		2
		環境保全学	2		2
		環境建築学	2		2
		地域環境計画論	2		2
		環境科学	2		2
都市生活学専攻	都市生活	都市システム特論	2		2
		都市経営特論	2		2
		グローバル都市ビジネス特論	2		2
		都市プランニング特論	2		2
		建築デザイン特論	2		2
		都市デザイン特論	2		2
		建築設計インターンシップ	4		4
		都市のリサーチメソッド演習	1		1
		建築設計演習	1		1
専門基礎		都市環境モデリング	2		2
		Environmental and Social Systems	2		2
		メディア技術と社会	2		2
		社会調査とデータ分析	2		2
		地球規模問題解決型イノベーション論	2		2
		都市のアクションリサーチ	2		2
共通		Academic Presentations	1		1
		Academic Paper Writing	1		1
		Advanced Comprehension Skills	1		1
		キャリアデザイン	1		1
		インターンシップ	2		2
		特別講義Ⅰ	2		2
		特別講義Ⅱ	2		2
		特別セミナーⅠ	1		1
		特別セミナーⅡ	1		1

別表2 入学検定料、入学金及び授業料（学則第43条）

科 目	研 究 科	博士前期課程	博士後期課程
入学検定料	総合理工学研究科	35,000円	35,000円
	環境情報学研究科	35,000円	35,000円
入 学 金	総合理工学研究科	240,000円	240,000円
	環境情報学研究科	240,000円	240,000円
授 業 料	総合理工学研究科	1,190,000円	1,190,000円
	環境情報学研究科	1,100,000円	1,100,000円

別表3 科目等履修生の入学検定料、入学金及び履修料（学則第46条）

科 目	金 額
入学検定料	12,000円
入 学 金	10,000円
履 修 料	1単位につき 12,000円

別表4 研究生の入学検定料、入学金及び授業料（学則第48条）

科 目	金 額
入学検定料	6,000円
入 学 金	6,000円
授 業 料	半期分 240,000円 (実験費は実費負担)

別表5 人材の養成及び教育研究上の目的（学則第3条）

研究科	課程	人材の養成及び教育研究上の目的
総合理工学研究科		日々進歩する科学技術と変化の激しい社会情勢を念頭に、高度で幅広い理工学に関する理論と実践力を修得させて、学際的視野を持って応用力の涵養を図るとともに高い倫理観と国際性をそなえさせることによって、科学技術に立脚した課題の発見と多角的視野から解決策を導くことで社会貢献ができる人材の養成を目的とする。
	博士前期課程	理工学に関する高い専門性、語学力及び情報利活用能力を修得させることによって、学際的な分野への対応能力を含めた専門的深化により応用力を培うとともに倫理観と国際性をそなえさせ、これらの能力に裏付けられた課題発見力と解決力を活かして社会情勢の変化に迅速に対応することで、科学技術社会に幅広く貢献できる人材の養成を目的とする。
	博士後期課程	学際的視野を持って自立して研究活動を行うのに必要な理工学に関する学識、研究能力、倫理観及び国際性を高度にそなえさせることによって、先端的な知識と技術を駆使して、社会からの要請に応えるための課題を設定し、その課題を着実に解決できるとともに、新しい領域を開拓できる人材の養成を目的とする。
環境情報学研究科		環境、情報、都市生活に関わる高度な教育と社会的要請に応える研究の実践を通して、複雑化する世界や地域の中から課題を的確に発見し解決するために、自然、数理及び社会科学的な分析力と洞察力を養い、多様な利害関係者と連携しつつ多角的に探究し、新たな価値と豊かな社会を創造することができる人材の養成を目的とする。
	博士前期課程	環境、情報、都市生活に関わる高度な教育と社会的要請に応える研究の実践を通して、複雑化する世界や地域に生起する様々な事象の中から課題を的確に発見し、秀でた専門性を活かして課題の解決に挑戦するとともに、国際社会で活躍できる実践的な能力を養い、新たな価値と豊かな社会の創造に貢献できる人材の養成を目的とする。
	博士後期課程	環境、情報、都市生活に関わる高度な教育と社会的要請に応える研究の実践を通して、グローバル化と技術革新に対応した幅広い知見、価値創造の方法論を先導する研究開発力を有するとともに、科学的思考を通して現代社会を洞察する力を養い、学問の新時代を切り拓く構想力と卓越した専門能力を併せ持つ人材の養成を目的とする。